

入札説明書に関する説明会（第１回）

議事概要

【日 時】平成１６年１１月２９日（火）午後１時３０分～午後３時００分

【場 所】三田共用会議所 講堂

【議 事】

- １．第１次審査の提出資料及び入札スケジュール
- ２．基本構想，実施方針の変更点について
- ３．要求水準の変更点について
- ４．事業者選定基準について
- ５．構造改革特区制度の活用等について
- ６．質疑応答

【概 要】

１．第１次審査の提出資料及び入札スケジュール

第１次審査の提出資料及び入札スケジュールについて御説明いたします。

本事業は初犯受刑者を収容する「社会復帰促進センター」という刑務所及び本施設で勤務する刑務官のための職員宿舎を整備し，維持管理及び一部の運営を行うものであります。事業場所は，山口県美祢市の美祢テクノパークであり，現在の土地所有者である独立行政法人中小企業基盤機構及び道路部分等の所有者である美祢市からは，事業契約締結までを目途に土地を取得し，国有地とする予定であります。

事業方式は，この敷地内に，刑務所施設及び職員宿舎を建設し，平成３７年３月までの事業期間中，維持管理・運営を行い，事業期間終了後施設等は無償で国に譲渡するＢＯＴ方式としました。

主な業務内容は，おおむね本年９月１０日の特定事業選定の際に公表させていただいたとおりであります。

（１）今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについて御説明いたします。

入札説明書３頁をご覧ください。事業者選定の手続としては，

本日の説明会の議事概要については法務省ＨＰに公表させていただきます。

本日１１月２９日（月）から１２月１０日（金）までの２週間で，入札説明書の内容及び本説明会での説明内容に対して質問を受け付けさせていただきます。入札

説明書 13 頁 8 に記載の方法により電子メールにて送付願います。なお、質問書の書式については、様式集及び記載要領に様式がございますので、そちらを参照してください。

12 月 17 日（金）時間はおって公表しますが、この会場にて第 2 回の説明会を開催させていただき、お寄せいただいた質問に対する回答をさせていただく予定です。当日は会場の時間の許す限り、可能な限り時間を取らせていただき、事業者の方々の御質問に答えさせていただきたいと考えております。

第 2 回の説明会の議事概要は、12 月 24 日（金）までに法務省 HP に公表させていただきます。

12 月 27 日（月）から翌年 1 月 7 日まで、競争参加資格の確認資料を受け付けさせていただきます。入札説明書 12 頁「6 記載の方法」により持参願います。

なお、大変恐縮ですが、法務省は、12 月 28 日（火）が本年の御用納め、1 月 4 日（火）が平成 17 年の御用始めでございますので、この点御留意願います。

1 月 7 日（金）を入札価格算定の前提条件となる基準金利設定日とさせていただきます。

1 月 17 日（月）までに競争参加資格の確認（第 1 次審査）結果を通知させていただき、競争参加資格がないと認められた者には、26 日（水）を期限に理由説明を受け付け、31 日（月）までに理由を回答させていただきます。

日程は未定ですが、2 月上旬には再度質問回答の機会を設けさせていただき、また、日程は未定ですが、実際に男子・女子の刑務所をそれぞれ参観していただき、質問をお受けする機会を設けさせていただく予定です。

3 月 7 日（月）を入札書及び第 2 次審査資料の提出日とさせていただきます。入札説明書 14 頁「9 入札書及び第 2 次審査資料の提出」に従い郵送又は電子メールにて提出願います。

日程は未定ですが、3 月下旬に提出いただいた第 2 次審査資料に対するヒアリングを行います。後ほど説明いたします事業者選定委員会の委員全員によるヒアリングを予定しております。

4 月 22 日（金）に開札及び落札者の決定をいたします。

PFI 事業者選定後の手続ですが、

4 月下旬に落札者との基本協定を締結し、5 月下旬に SPC との事業契約を締結する予定です。

施設の運用開始は、公務員宿舎については平成 19 年 2 月 1 日、刑務所施設については、同年 4 月 1 日を予定しております。

（２）事業者選定委員会について

入札説明書 15 頁をご覧ください。事業者の提案について評価を行うため有識者による委員会を設置いたしました。6 名の有識者委員に加え、刑務所運営の実務家である現場職員を 3 名、発注者である法務省職員を 3 名の合計 12 名による委員会を設置

いたしました。

山内弘隆一橋大学教授はP F I事業の専門家として、青木義次東京工業大学教授、八木澤壮一公立女子大学教授は建築の専門家として、藤本哲也中央大学教授は刑事政策の専門家として委員に御就任いただいております。また、小島 明日本経済研究センター会長は、企業活動の実情の専門家として、更には市民の立場から様々な御意見をいただくべく委員に御就任いただいております。また、西村 亘山口県総務部長は、本事業が地域との共生、地域の活性化を一つの重要なテーマとして掲げており、このような観点から様々な御意見をいただくべく委員に御就任いただいております。

なお、委員長は、本月22日(月)の第1回事業者選定委員会において、山内弘隆一橋大学教授が選ばれております。具体的な審査方法については、「事業者選定基準」を御説明する際に併せて説明させていただきます。

(3) 第一次審査の提出書類について

最後に競争参加資格の確認、すなわち第1次審査の提出書類について御説明させていただきます。

平成15年3月20日付けの「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ」において、「P F I事業を円滑に実施するためには、民間事業者の提案に当たっての負担も考慮し、事業内容によっては、競争性を損なわないとの前提の下で、詳細な事業提案を提出する事業者を一定の段階であらかじめ絞り込むことができる。具体的には、一般競争参加者の資格要件等を適切に設定することにより、事業を適切に実施できる能力を有する民間事業者のみがより詳細な事業計画書を作成の上入札に参加できる。このような選定方法を実施するため、事業についての基本的考え方、リスク分担についての考え方などの事業計画の提案させること。」が示されております。

本事業は、複合的なP F I事業であり、提案に当たっての民間事業者の負担も考慮し、この申合せに記載された選定方法を採用することといたしました。

本日お手元にお配りした様式集及び記載要領の「様式26 本事業に対する基本的な考え方」、「様式27 事業実施体制」は、この基本的な考え方を問う提案書の様式であります。

まず、「本事業に対する基本的な考え方」についてですが、本事業の基本理念である「国民に理解し、支えられる刑務所」について各応募グループの方がどのような印象を抱き、それを実現するためにどのような具体策を講じるのか、「官民協働の運営の確保」、「地域との共生」、「人材の再生」、「業務運営の効率化」に触れながらA4版2枚以内で記載いただくものです。

これら4つの項目も含めた基本構想については、本年3月31日公表の基本構想に記載がありますし、また4月15日の実施方針説明会で背景を説明させていただきました。

もっともここで記載いただくのは、応募グループの方々の抱いた印象によりこの構想を説明いただき、また、これを実現するための具体策を記載していただくものです。

記述は簡潔ながらも講じる方策については、抽象的なものではなく、実現可能性の高い具体策としてください。

併せて、この基本構想を実現するために施設全体のイメージを描いたA4版1枚のパスを添付していただきます。

次に「事業実施体制」についてですが、各構成員、協力企業がどのような業務をどのように連携を図りつつ実施するかが分かる体制図を求めるものです。各企業の能力がどのように各受け持ち業務に発揮されるかが伝わるものとしていただきたいと思います。

2. 基本構想，実施方針の変更点について

実施方針では、事業者の業務を追加させていただき、実施方針、基本構想のいずれにも共通いたしますが、「刑務作業」の在り方について明確化を図るべく修正させていただきました。

(1) 業務の追加について

業務の追加としては、備品・消耗品管理業務を追加いたしました。本事業では、国は業務要求水準を満たすサービスの提供を受けることを業務内容としており、当該サービスの提供のために必要となる備品、消耗品はすべてSPCから提供受けることとなります。国際会議を開催するためにホテルを借り上げている状況をご想像いただければと考えますが、部屋で使用するリネン類などの備品、会議場でコーヒーを飲むためのカップ、ビジネスセンターで使用するパソコン、コピー機などの備品、コピー用紙、トナー等の消耗品すべてを利用できるというサービスの提供を受ける、これが本事業であります。もっとも、1,000人の刑務所を運営するためにどの程度のものが必要となるかまったくご想像つかない場合もあるかと考えまして、備品については、国が同規模の刑務所を運営する場合を想定した参考の備品リストを公表させていただきました。ただし、これは飽くまで国が運営することを想定した場合の備品であり、これらを整備することを要求水準として求めるものではありません。他の備品等により要求水準を満たすサービスを提供できる方策は様々あるかと思しますので、法務省としては、どちらかということそのような民間の創意工夫を発揮した備品の整備、消耗品の提供を期待しております。

(2) 刑務作業の在り方について

刑務作業の在り方についてですが、実施方針では、事業者が作業業務の実施により得られる収入を自らの収入とできるとの記述を削除させていただきましたし、基本構想でも、どのような記述を削除させていただきました。

また、生産作業について「その企画から設備投資、原材料の購入、製品の販売を含め、すべてPFI事業の対象とする」と記載していたところ、「国が実施する作業の

企画支援として、国に対し作業を提供する企業の確保について P F I 事業の対象とする」と修正させていただきました。S P C が直接作業を提供することは現実性がなく、業務内容を現実性の高い「作業提供企業の確保」と明確化させていただきました。

さらに、刑務作業について、「P F I 事業者に一定の利益が生まれることが想定される」と記載していたところ、「刑務作業については、受刑者にとって、教育的効果のある作業であることが期待される。」として、作業は、受刑者の改善更生や社会復帰に資するとともに、社会貢献できる刑務所となるためしよく罪活動として社会に受け容れられる内容のものであることを重視する方向を明確化させていただきました。

これにつきましては、後ほど運営の要求水準書の変更点においても御説明させていただきます。

(3) 事業予定地内の市道について

あわせて、施設整備に関する点ですが、実施方針 1 5 頁「1 施設の立地条件」において「事業予定地内の市道については、構内道路等に変更することを含めて検討しているが、仮に変更した場合でも地域住民等の利便性に配慮し、部分的にこれを残して通行することも認める予定である。」と記載しておりましたが、現在事業予定地内にある市道については、すべて道路法に基づく用途廃止をした上、国有地とする予定です。その上で、施設整備・維持管理要求水準書 4 8 頁に記載があるとおり、資料に図示しました北西側のルートを地域住民も利用可能な構内道路として確保していただくこととしました。

3 . 要求水準の変更点について

要求水準書の主な変更点を御説明いたします。

< 運營業務要求水準書 >

(2 頁)

総括業務責任者の他に運營業務の各区分、総務、収容関連サービス、警備、作業、教育、医療、分類事務支援の各区分ごとに、業務責任者を置くこととしました。

(3 頁)

警備業務に必要な資格要件を緩和いたしました。新たに若手の警備員の確保、特に女子警備員の確保に困難を生じるとの多くの御意見を踏まえ、「実務要件を 1 年以上」とのみ規定いたしました。

加えて個別に接触せざるを得ない一定の専門的業務を除き、男子の従事者が単独で女子の受刑者と接触してはならないことを追加いたしました。

(4 頁)

運營業務の準備として、国の実施する訓練への参加を含む十分な教育・訓練を行うこと、国が運営開始の準備として機器等を利用する際の説明を含む各種の協力を行うことを新たに要求水準として追加いたしました。

(10 頁)

情報システム管理業務の総則として、セキュリティ対策について基本的考え方を追加いたしました。

(11 頁)

情報システム管理業務の中では、処遇情報管理システムと共に民間の創意工夫を期待しております位置情報把握システムについて、要求水準の詳細化を図っております。

(12 頁)

先ほど御説明しましたとおり備品・消耗品管理業務が追加されております。国の職員の業務に支障が生じないよう適宜、更新、補充を求めるものです。

(22 頁)

先ほど御説明いたしましたとおり、業務内容は「作業提供企業の確保」、すなわち紹介業務であることを明確化させていただきました。したがって、作業契約を締結するのは、国と作業提供企業となりますので、この点も明確化させていただきました。

また、刑務作業には、職業訓練も含まれるところ、両者の提供時間の関係が分かりにくいとの御指摘が多くございましたので、作業は、「職業訓練と併せて平日7時間(週35時間)以上」と明確化させていただきました。言い換えますと、1日1時間の職業訓練と6時間の作業でも構いませんし、また1日7時間すべてを職業訓練として提供していただいても構いません。作業は、受刑者の改善更生や社会復帰に資するとともに、社会貢献できる刑務所となるためしよく罪活動として社会に受け容れられる内容のものであることを重視する方向であることをご留意いただきたいと思います。

< 施設整備・維持管理要求水準書 >

(15 頁)

本事業では構造改革特区制度を活用することとしており、その特定事業の一つとして診療所の公的医療機関、具体的には美祢市立病院への管理委託をするとともに、診療所の市民開放を行うこととしております。具体的には婦人科診療所を市民にも利用できるようにする予定であり、このため市民が受診可能な設備を設けると共に、受刑者との動線の交錯を避ける工夫を求めることとしました。

(16 頁)

本施設は基本構想にも記載されているとおり、将来の過剰収容にも備え、管理機能をいかしつつ効率的・効果的に収容機能を増強することができるような施設であることを

求めております。本年4月15日の実施方針説明会においては、このような工夫が施された海外の施設としてカナダ、オーストラリアの施設の写真をお見せいたしました。そのような民間の創意工夫を求めるものであります。ただし、拡張性への配慮を求めるに当たっても与条件が必要となりますので、2,000名収容規模に増強する場合の与条件として「初犯男子受刑者1,000名」分の増強を与条件として示させていただきました。もっとも、これは「仮に将来増築する場合」という飽くまで仮定であることをご留意願います。

4．事業者選定基準について

(1) 事業者選定基準の策定について

この事業者選定基準については、今月22日、後ほど御説明いたします事業者選定委員会にお諮りし、御了承をいただきました。

(2) 審査の手順

まず、審査の流れについて御説明いたします。

本事業は、入札価格と提案内容によって落札者を決定する総合評価落札方式を採用することとしています。

事業者選定の審査は、大きく「第1次審査」と「第2次審査」の2段階に分けて実施いたします。

ア 第1次審査

「第1次審査」は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えているか否かを審査するものであり、「資格審査」、「実績審査」、「事業計画の概要の審査」の順で実施します。

「資格審査」と「実績審査」は、入札参加希望者が、入札説明書4頁 4競争参加資格にある資格・実績を有しているか否かを審査するものです。

「事業計画の概要の審査」とは、様式集及び記載要領の「様式26」と「様式27」に記載していただく本事業についての基本的考え方が適切な否かの審査を行うものです。

イ 第2次審査

第1次審査に合格した入札参加者を対象に第2次審査を実施することになるわけですが、この第2次審査では、まず、入札参加者が提出した事業提案の内容を審査する「事業提案審査」を実施します。この「事業提案審査」は、更に「必須項目審査」と「加点項目審査」の2段階に分かれています。

「必須項目審査」とは、事業提案が本事業の「施設整備・維持管理業務要求水準書」と「運営業務要求水準書」にある要求水準をすべて満たしているか否かについて審査を行うものです。事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、要求水準を一項目でも満たしていない場合には不合格とするもので、適格者については、基礎点として250点を付与します。

「加点項目審査」とは、事業提案のうち国が特に重視する項目である加点項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付与するものであり、満点の場合には250点を付与します。

加点項目については、いわゆるPFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、今月11月2日付けで当省に設置しました「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業事業者選定委員会」において、各提案ごとに審査・採点を行っていただき、その審査結果を国に御報告いただくこととしています。

ところで、基礎点と加点について、本事業では、基礎点を250点、加点を250点とし、基礎点と加点の割合を50：50としていますが、他のPFI事業では60：40とする事例が多く見られます。この点について、本事業は、施設の設計・建設とその維持管理を事業の対象とするいわゆる「箱ものPFI」と異なり、受刑者の処遇や施設の警備の一部など、運営業務についても幅広く事業対象としていることから、事業提案の内容に相当な格差が生じる可能性が高く、採点に当たっては、その内容の格差に応じた配点が必要であると考え、基礎点と加点の割合を50：50としました。

国は、事業者委員会から御提出いただいた審査結果を基に、加点を決定し、それに基礎点を加え、提案審査の得点を決定します。

次に、開札を実施し、入札価格が国の定める予定価格の範囲内かを確認します。すべての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合には、再度入札を行うこととなります。

最後に、事業提案審査による各提案の得点を入札価格で割って算定した総合評価値で事業提案の順位付けを行い、最終的な落札者を決定することとなります。

以上が、審査の手順となります。

(3) 加点項目について

次に加点項目について御説明いたします。加点項目については、「事業計画」と「施設整備計画」、「維持管理計画」そして「施設運営計画」の4事項に区分し、各区分ごとに「評価分類」を置き、その評価分類ごとに「評価のポイント」を置いており、配点は評価分類ごとに設定しています。この評価分類ごとに設定された評価のポイントに基づき、事業提案の内容が優れているか否かを審査することとなります。なお、「様式番号」とは、追って公表いたします「様式集及び記載要領」にある各様式について、評価分類ごとの対応関係を示すものです。

ア 加点項目の基本的考え方

まず、加点項目の考え方ですが、加点項目とは、先ほども申し上げましたとおり、本事業において、事業実施者である国が特に重視する項目です。したがって、これらの加点項目は本事業の基本理念に関連したものとなっています。本事業は、「国民に理解され、支えられる刑務所」を整備するという基本理念の下に鋭意作業を進めているところですが、この「国民に理解され、支えられる刑務所」を実現するためには、「官民協働による運営」、「地域との共生」、「人材の再生」、そして「運営の効率化」を図ることが必要となります。

具体的には、「官民協働による運営」とは、「民間にできることは民間に」という経済社会の構造改革の方針に従い、民間の資金、ノウハウ等を活用し、国の職員と民間職員がそれぞれの持ち味をいかした運営を協働して行うことにより効果的な施設運営を図ることであり、保安事故を防止し安定的な事業運営を実現することです。

「地域との共生」とは、刑務所施設と地域とが共に支え合うことにより、地域経済の活性化や地域雇用の創出といった、地域再生に寄与することです。

「人材の再生」とは、受刑者に対し、質の高い多様な矯正教育を施すことにより、早期の社会復帰を促進し、再犯率を減少させることです。

そして「運営の効率化」とは、情報システム等のIT技術等を活用することにより、職員の負担を少なくし、効率的な運営を図ることです。

これら4項目を実現することにより、基本理念に沿った刑務所の整備・運営が実現されることとなります。

なお、本事業はPFI事業ですので、20年間にわたる事業期間中、本事業の円滑かつ安定した実施が可能な体制を整備することが重要であり、そのためしっかりとした事業計画を立てていただくことも、国が重視する項目です。

したがって、事業提案の採点に当たっては、これら5項目を実現することが可能なものであるか否かといった観点から、事業者選定委員会において審査していただくこととなりますが、加点項目の「評価分類」と「評価のポイント」は、これら5項目のいずれかに対応させておりますので、「評価分類」と「評価のポイント」ごとに対応する項目を実現することが可能か否かを念頭に置きつつ審査をしていただくこととなります。

イ 配点の基本的考え方について

次に、配点についてですが、「事業計画」、「施設整備計画」・「施設維持管理計画」、「施設運営計画」の各区分ごとの配点は、それぞれ51点、75点、124点となっており、配点の比率はおおよそ20：30：50となっています。

このうち、「施設整備計画」と「施設維持管理計画」・「施設運営計画」については、それぞれの業務量により配点に差を設けることが適当であると考え、それぞれの業務を実施するのに必要と考えられる事業費の比率を配点比率とすることといたしました。事業計画については、事業費を参考とすることができませんので、他のPFI事業の先行事例を参考に配点比率を決定しました。

また、評価のポイントごとの配点ですが、これはすべて3点満点としておりまして、

事業提案について、評価のポイントごとに、「優れた提案である」場合には3点、「効果が期待できる」場合には1点、「加対象外」の場合には0点とすることとしております。なお、加点項目全体の配点が250点であることから、端数調整のため、1点配点としているものがあります。具体的には、「施設運営計画」のところですが、9ページの「2. 収容関連サービス」の一番上にある「給食業務」のうち、2番目の「評価のポイント」である、「配下膳を速やかに実施するための工夫について優れた提案がなされている。」が1点配点となっています。

ウ 加点項目の概要：事業計画について

次に、各加点項目ごとにその概要について御説明いたします。

事業計画は大きく3つの評価分類、すなわち、「1. 事業計画」、「2. リスク管理計画」及び「3. 財務計画」に分かれておりまして、それぞれ12点、18点、21点の配点となっています。

（1. 事業計画）

「全体の事業体制」と「経営体制、運営方針、出資者の構成・出資条件等」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ6点ずつの配点となっています。

「全体の事業体制」については、本事業を実施するための確実性の高い体制になっているか、地域との共生の観点から、地域の社会・経済の活性化に資する事業の実施体制になっているかということの評価のポイントとしております。

「経営体制、運営方針、出資者の構成・出資条件等」について、本事業は、刑務所の整備・運営という極めて公益性の高い事業であることから、その運営方針等についても、公益性の高い本事業を実施するために相応しいものになっているかなどを評価のポイントとしています。

（2. リスク管理計画）

「リスクに関わる提案」と「各種契約締結に関わる提案」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ15点、3点の配点となっています。

「リスクに関わる提案」については、リスクが綿密に分析され、これを最小化するための効果的な対応策が採られており、その分析と策定に当たって、第三者による客観的な分析がなされているか、リスク分担が事業者、各構成企業及び協力企業の間で明確にされているか、自己監視及び第三者による監視が徹底される体制・手法が提案されているかなどを評価のポイントとしています。

「各種契約締結に係る提案」については、事業者と協力企業との間で円滑な契約締結の確実性が高いかということの評価のポイントとしています。

（3. 財務計画）

「事業収支計画」と「資金調達・債務償還計画」、「財務・資金管理方針、財務面のモニタリング手法」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ9点、6点、6点

の配点となっています。

「事業収支計画」については、事業収支の変動リスクについて、第三者による客観的な分析がなされているか、金利変動リスクへの効果的な対策が講じられているかなどを評価のポイントとしています。

「資金調達・債務償還計画」については、資金調達の考え方が明確であり、運営方針に合致した調達手段が講じられているかなどを評価のポイントとしています。

「財務・資金管理方針、財務面のモニタリング手法」については、多様な事態に柔軟に対応しうる資金管理方策が講じられているか、自己監視や第三者による監視が徹底される体制・手法が提案されているかなどを評価のポイントとしています。

エ 加点項目の概要：施設整備計画について

次に、施設整備計画について御説明いたします。

施設整備計画は大きく6つの評価分類、すなわち「1．受刑者の生活環境及び作業・教育環境」、「2．施設の保安機能」、「3．施設機能の効率化」、「4．地域特性に配慮した施設計画」、「5．施設のフレキシビリティ」、「6．その他の計画」に分かれております。

（1．受刑者の生活環境及び作業・教育環境）

「生活環境」、「作業・教育環境」、「その他の機能」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ6点、12点、6点の配点となっています。

「生活環境」については、保安機能を満足させるとともに、住宅の居住性能に近づける工夫がなされているかなど、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「作業・教育環境」については、提案する作業種目に応じた自然採光、自然通風に工夫がなされているか、食堂や多目的ホールについて、教室としても利用可能な機能を確保するための優れた提案がなされているかなど、「人材の再生」の観点からの評価ポイントとなっています。

（2．施設の保安機能）

「共通事項」と「保安機能」の2つの評価分類で構成されており、それぞれ6点、3点の配点となっています。

「共通事項」については、逃走・侵入を防止するための機能を有する保安構造になっているか、収容施設であることを感じさせない保安構造になっているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「保安機能」については、俯瞰防止を図るための優れた提案がなされているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

（3．施設機能の効率化）

「機能と業務の効率化」と「円滑な移動の確保」の2つの評価分類で構成されてお

り、それぞれ3点、6点の配点となっています。

「機能と業務の効率化」については、職員配置を少なくするために合理的・効率的な計画となっているか、「運営の効率化」の観点からの評価ポイントとなっています。

「円滑な移動の確保」については、合理的かつ効率的な動線計画になっているかなど、「運営の効率化」の観点からの評価ポイントとなっています。

（４．地域性に配慮した施設計画）

「外観イメージ」を評価分類としており、周辺住民との連携及び周辺環境との景観の調和に配慮した優れた提案がなされているか、地域住民に利用可能な空間が確保されているかなど、「地域との共生」の観点からの評価ポイントとなっております。配点は9点となっています。

（５．施設のフレキシビリティ）

「フレキシビリティ」と「拡張性」の2つの評価項目から構成されており、それぞれ6点、3点の配点となっています。

「フレキシビリティ」については、保安全管理機能を満足させつつ、受刑者の生活領域の区画を必要に応じて容易に拡大・縮小できる工夫がなされているかなど、「効率的な運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「拡張性」については、仮に将来、収容規模を2,000名程度に拡大するために増築する場合であっても、効率よく整備・運営できるよう優れた提案がなされているか、「効率的な運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

（６．その他の計画）

「環境付加の軽減」を評価分類としており、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。配点は3点となっています。

オ 加点項目の概要：施設維持管理計画について

続いて「施設維持管理計画」について御説明いたします。8ページをご覧ください。

施設維持管理計画は、「安全性の確保」と、「実施体制」、「建築物点検保守」、「建築整備運転監視・修繕」の4つの評価分類で構成されており、それぞれ「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。配点は、それぞれ3点ずつとなっています。

カ 加点項目の概要：施設運営計画について

最後に、「施設運営計画」について御説明いたします。8ページをご覧ください。

施設運営計画は大きく7つの評価分類、すなわち、「共通」、「1．総務」、「2．収容関連サービス」、「3．警備」、「4．作業」、「5．教育」、「6．医療」に分かれておりまして、それぞれ21点、33点、16点、21点、12点、6点、15点の配点

となっています。

（共通）

施設運営計画の全分野に係る評価分類であり、「業務の実施体制」と「保安事故防止に向けた取組」、「地域との共生」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ9点、9点、3点の配点となっています。

「業務の実施体制」については、事業期間全般にわたって、業務を適正かつ確実に遂行できる能力を有する職員の安定的な雇用を確保するための方策や、各職員が他の業務も臨機に遂行できるなど、業務の補完性を高めるための方策について優れた提案がなされているかなど、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「保安事故防止に向けた取組」については、自殺事故の防止策や、逃走事故や暴動事故の防止策及び事故が発生した場合の対応策について優れた提案がなされているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「地域との共生」については、地域との共生に配慮した優れた提案がなされているかを評価ポイントとしています。

（１．総務）

「領置事務支援業務」と「情報システム管理業務」の「処遇情報管理」と「位置情報把握システム」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ9点、12点、12点の配点となっています。

「領置事務支援業務」については、領置物品の出納・保管を効率的に行うための方策や、領置物品の紛失、破損等の事故の防止策について優れた提案がなされているかなど、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「処遇情報管理」については、システムの陳腐化を回避するための方策や、システムの安定的、効率的な運営を確保するための方策について優れた提案がなされているかなど、「効率的な運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「位置情報把握システム」については、位置情報を確実に把握するための方策について優れた提案がなされているか、システムの運営に当たり、受刑者に過度な負担を与えないよう配慮されているかなど、「効率的な運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

（２．収容関連サービス）

「給食業務」と「衣類・寝具の提供業務」、「その他収容関連サービス業務」の3つの評価分類で構成されており、それぞれ7点、6点、3点の配点となっています。

「給食業務」については、受刑者が快適に食事するための工夫や、食中毒の発生を防止するための有効かつ効果的な方策が講じられているかなど、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「衣類・寝具の提供業務」については、施設の管理運営に支障を生じないように衣類・寝具類の機能及び保管体制や、受刑者が快適な生活を送れるよう衣類・寝具類の品

質について優れた提案がなされているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「その他収容関連サービス業務」については、購入業務が迅速かつ確実に行われるよう優れた提案となっているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

（３．警備）

「警備体制」と「連絡体制」、「非常時の対応」、「受刑者への対応」の４つの評価分類で構成されており、それぞれ１２点、３点、３点、３点の配点となっています。

「警備体制」については、業務を的確かつ確実に実施できるための職員シフトとなるよう優れた提案がなされているか、国の職員が行う警備業務の負担の軽減を期待できる提案がなされているか、システムの陳腐化を回避するための方策や、その安定的な運営が確保されるよう障害が発生した場合の対応策について優れた提案がなされているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「連絡体制」については、職員間及び国の職員との間の迅速な連絡体制を確保するための優れた提案がなされているか、「官民協働の運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「非常時の対応」については、保安事故等が発生した場合における職員や受刑者の安全を確保するための方策について優れた提案がなされているか、「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「受刑者への対応」については、受刑者に過度な不快感を与えないよう、接し方や応対の方法等に特別な配慮がなされているか、「官民協働の運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

（４．作業）

「作業内容」と「職業訓練」の２つの評価分類で構成されており、それぞれ６点ずつ配点となっています。

「作業内容」については、作業提供企業を確保するための方策について優れた提案がなされているか、作業提供企業によって提供される作業が生産的かつ達成感を感じさせる内容となるような配慮がされているか、「人材の再生」の観点からの評価ポイントとなっています。

「職業訓練」については、職業訓練科目が、社会の労働需要に見合ったものであり、かつ、受刑者に様々な訓練が実施できるよう配慮がなされているか、職業訓練科目のうちに真に社会貢献に意義のある有益な内容が含まれるよう配慮がなされているか、「人材の再生」の観点からの評価ポイントとなっています。

（５．教育）

「教育企画業務」を評価分類としており、受刑者の社会復帰に向けた有用な教育内容の提案がなされているかなど、「人材の再生」の観点からの評価ポイントとなっています。配点は６点となっています。

（６．医療）

「健康診断業務」と「分類事務」の２つの評価分類で構成されており，それぞれ６点，９点の配点となっています。

「健康診断業務」については，健康診断を迅速かつ効率的に実施するための方策について優れた提案がなされているか，食事内容や啓発活動など受刑者の健康を増進維持するための配慮がなされているか，「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

「分類業務」については，分類調査を迅速かつ効率的に実施するための調査手法が期待できる提案となっているか，分類調査の結果を具体的な処遇にいかせるよう調査と処遇との連携に配慮した調査手法となっているかなど，「官民協働による運営」の観点からの評価ポイントとなっています。

５．構造改革特区制度等の活用について

最後に本事業を巡る法務省としての現在の取組状況を御説明いたします。「ＰＦＩ手法による刑務所運営について」をご覧ください。

本事業の特徴がＢＯＴ方式を採用したことに伴い，ＳＰＣに固定資産税等の資産課税が生じることにつきましては，平成１７年度税制改正要望として，非課税措置の要望をさせていただいております。例年を参考としますと，１２月末までには，課税，非課税又は減税の方向性が明らかになる予定です。

また，本事業では，施設の警備のほか，受刑者の処遇の一部も含め，施設の警備，職業訓練，健康診断等の公権力の行使に当たる業務を民間に委託し，官民協働の運営を実現することを構想としております。公権力の行使に関わる業務を民間に委託することとなりますと，法律上，民間委託の根拠が必要になりますほか，受託者の守秘義務，みなし公務員規定，監督規定など，業務の円滑かつ適正な実施を確保するために必要な法制上の措置を講じることが必要となってまいります。

これらの法制上の措置につきましては，本年６月に山口県及び美祢市から構造改革特区の提案がございましたので検討いたしまして，本年９月１０日の構造改革特区推進本部において特区で措置することが決定されました。併せて，先ほど御説明をいたしました診療所の管理委託及び診療設備等の市民開放のための措置についても特区の提案を受け，共に特区で措置することが決定されました。

特区として講じます措置を御説明いたしますと，

（１）行刑施設における業務の民間委託に関する特例

まず一つが，行刑施設における業務の民間委託に関する特例でありまして，構造改革特別区域法に監獄法等の特例を規定し，被収容者の処遇や施設の警備の一部など公権力の行使にかかわる業務を一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能に

するものであります。地方公共団体といたしましては、これにより周辺地域での雇用機会の増大など地域の活性化を期待できるものであります。ＳＰＣ並びに対象業務を受託する協力企業は、広島矯正管区長に業務遂行の適格性の証明としての登録を受けた上でセンター長から業務を受託することとなります。業務実施中もセンター長と共に広島矯正管区長からも必要な監督を受けることとなります。

（２）行刑施設における診療所等の管理委託に関する特例

また、２つ目が、行刑施設における診療所等の管理委託に関する特例でありまして、監獄法等の特例を規定し、施設内に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、公的医療機関が地域住民に対する医療を提供するため、施設の診療設備等を利用することを可能にするものでありまして、これにより地域医療の充実が図られるなど地域の活性化を期待できるものであります。ＳＰＣは美祢市立病院が利用するための診療設備等を整備し、国に貸与することが業務内容となることに変わりはありません。

詳細につきましては、現在、構造改革特別区域法にこれらの特例を規定すべく、関係省庁と協議を進めているところであり、具体的になり次第お知らせすることを予定しております。また、次期通所国会で構造改革特区法の改正案が成立した場合において美祢市が構造改革特別区域として認定されるのは、早く見て来年１１月ころの予定であります。１９年４月の運用開始までにはすべての条件が整うように検討を進めております。これにつきましても具体的に分かり次第お知らせ致したいと考えております。

６．質疑応答

問 事業者選定基準６頁 「事業計画」にある、「第三者」について、具体的に何を想定しているのか。

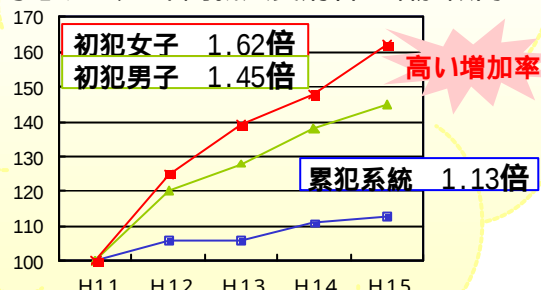
（答）事業者に融資を行う、あるいは融資を行う予定の金融機関などを想定している。

（以上）

P F I 手法による新設刑務所について < 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業 >

過剰収容の緩和

【参考】過去5年間新入受刑者の増加傾向



“良質な人材の再生”
～再犯率0を目指して～

事業スケジュール

平成16年11月 入札説明書の公表
17年 5月 事業契約締結
19年 4月 収容開始

平成17年度税制改正要望

< 非課税措置の要望 >

- ・ 固定資産税（市町村税）
- ・ 不動産取得税（都道府県税）
- ・ 登録免許税（国税）

～税のイコールフットイング～

刑務所 PF 事業の概要

事業予定地

山口県美祢市
「美祢テクノパーク」



収容対象

男女初犯受刑者1,000名
(男子:500名, 女子:500名)

事業内容

設計, 建設, 運営の一部を委託

BOT方式の採用

委託費を支払うサービス購入型

事業期間 20年

平成17年度概算要求等

国庫債務負担行為限度額 約565億円
産業投資特別会計社会資本整備勘定無利子貸付要望額 約11億円
財政投融资要求額 約28億円

国民に理解され、
支えられる刑務所

誘致自治体の中から選定
山口県&美祢市から特区の提案

構造改革特区法に特例措置

処遇, 警備の民間委託

- ・ 民間委託の根拠規定
- ・ 守秘義務
- ・ みなし公務員規定

官民協働による運営の実現

診療所の管理委託

- ・ 公的医療機関への管理委託の根拠規定
- ・ 診療所の市民開放

医療体制の確保

雇用機会の増大 ↓ 地域医療の充実

地域の活性化

(様式 26)

本事業に対する基本的な考え方

本事業の基本理念である「国民に理解され、支えられる刑務所」について、具体的にどのようなイメージを持ち、当該イメージを実現するためにどのような具体的方策を講じるのか、以下の4項目に触れながら、A4版2枚以内で記載すること。

また、考え方を補足する資料として、施設全体の概観が分かるイメージパース（略鳥瞰図）（A4版1枚）を添付すること。

【官民協働の運営の確保】

官民の適切なパートナーシップを図りつつ、適正な業務の遂行を確保するために、どのような方針の下、どのように具体的対策を講じるか。

【地域との共生】

地域との共生を図るためにどのような方針の下、どのように具体的対策を講じるか。

【人材の再生】

受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るためにどのような方針の下、どのように具体的対策を講じるか。

【業務運営の効率化】

職員負担の軽減に留意しつつ、運営の効率化を図るために、どのような方針の下、どのように具体的対策を講じるか。

備考 A4版2枚以内で記載してください。

(様式 27)

事業実施体制

応募者が想定する本事業の実施体制を，以下の点に留意して A 4 版 1 枚以内（横置き可）で記載すること。

- ・ 応募グループの構成，構成員及び協力企業の関係及び連携体制（図表等を適宜用いてよい。）
- ・ 実施体制の特徴及び本事業の安定的な実施に資する構成企業及び協力企業の能力等

備考 A 4 版 1 枚以内で記載してください。